

ホーホー HOHOレター

よ お うち よ
読み終わったら、お家の人にも、読んでもらってくださいね！

なまえ
すてきな名前を
ありがとう！

あいしょう き そうだんしつ けんり そうだんしつ かつどう
愛称が決まった「ふくろう相談室」。「子どもの権利」や「相談室の活動」に
ついで、もっともっと知ってもらえるように、「HOHOレター」をお届けします！
こ けんりそうだんしつ み
ぜひ「としま子どもの権利相談室」ホームページも見てみてね！



なまえ き
キャラクターの名前が決まりました！

「マモろう」

ほうこく
ご報告！

くわつ しょう ちゅうがっこう なまえ こう ほ どうひょう
区立小・中学校のみなさん、キャラクターの名前候補に投票していただき、ありがとうございました！
こ けんり こ おも マモ そうだんしつ なまえ
「子どもの権利」や「子どもの思い」を「マモる」、「ふくろう相談室」に、ピッタリの名前となりました。

としま く こ
豊島区の子どもたちは、
「7つの大切な権利」をもっている

けんり いみ
1つ1つの権利の意味は
しょうかい
また、紹介するね！



あんしん
安心して
生きること



こせい erson ちよう
個性が尊重
されること



かけがいの
ないときを
過ごすこと



しゃかい なか
社会の中で
そだつこと



じぶんで
きめること



おもいを
つたえること



しえんを
もとめること

としまく がっこう こ けんり でまえじゅぎょう
豊島区の学校で、「子どもの権利」の出前授業 をやっています！

がくしゅう お
学習を終えたみなさんの、かんそうや しつもんを しょうかいします！



としまく じょうれい こ かんが し
 豊島区には、条例があって、子どものことを考えてくれていると知って、
 うれしくなりました。おかしいなと思ったら 相談することが大事と分かりました。



おとな こ かんけい けんり まも たいせつ おも
 大人も子どもも関係なく、権利が守られることは大切だと思いました。
 けんり つく し すこ しら おも
 権利について、くわしく知らなかったから、もう少し調べてみたいと思います。



あいて おも つた たいせつ し
 「しっかりと相手に思いを伝えるのが大切だ」と知ったので、もし、いやなこと
 があったら、「いやだ」と 伝えられるようにしたいです。



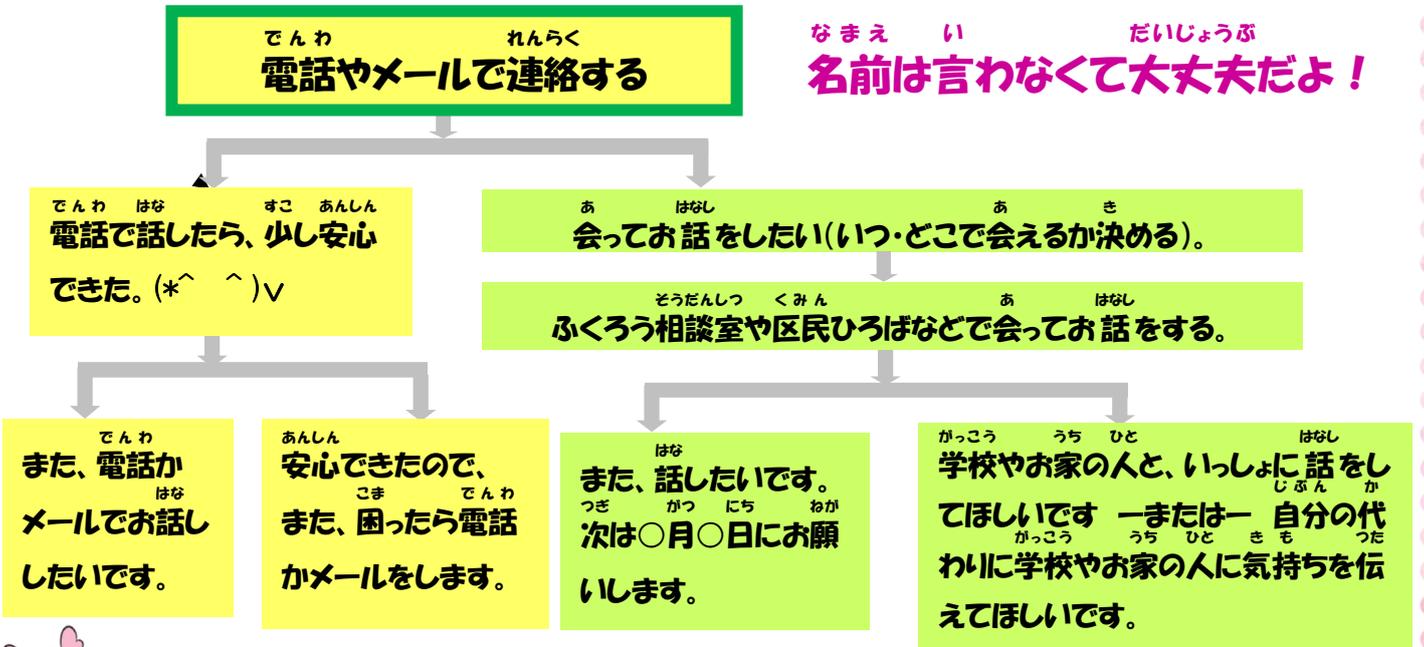
けんりようごいいん こ けんり なんさい つうよう
 子どもの権利擁護委員さん おしえて！ 子どもの権利は、何才まで通用しますか？



こた としまく こ けんり かん じょうれい さい かた
【答え】豊島区の子どもの権利に関する条例は、0～18才までの方のため
 つく こ けんり う こ
に作られました。子どもの権利は、生まれたときから、だれもがもち、子ど
 なか じんけん
もという「かけがえのないとき」をすすす中で、まもられる『人権』のことです。



そうだんしつ でんわ
ふくろう相談室に電話やメールとするとどうなるの？



はな
 どのように 話していきたいかは、**あなたが きめてよい**のです。(子どもの権利に関する条 例 第8条)

そうだんしつかいしつじかん
 ふくろう相談室開室時間 **火～金曜日 午前10時～午後5時45分 (祝日・年末年始はお休み)**

そうだんようでんわ
 相談用電話 **03-5985-9580** メール kodomosoudan@city.toshima.lg.jp

※ メールはいつでもOK！ 学校のタブレットには、メールのおへんじが、とどきません。
 れんらく ほうほう でんわばんごう か
 連絡できる方法 (メールアドレスや、電話番号) を書いてください。

右のQRコードを読み取ると、メール送信フォームにつながります→

